

確定申告が間違っていたとき

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165 (代表)

提出した申告内容に誤りがあることに気付いた場合は訂正することができます。

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。

また、確定申告書の提出を忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

詳しくは、苫小牧税務署へお問い合わせください。

・ **税額を多く申告していたとき**
「更正の請求」をして正しい税額への訂正および納め過ぎた税額の還付を求めることができます。

・ **税額を少なく申告したときは**
「修正申告」をして正しい税額に修正し、不足している税額を速やかに納付してください。

・ **確定申告書を忘れていたとき**
速やかに確定申告書を提出してください。

スマートフォン決済アプリでの 収納サービス

総務課 税務グループ ☎ 27-2481
(役場別館前プレハブ内)

スマートフォンアプリを利用して町税などを納付できるようになります。

4月1日(水)からスマートフォンアプリケーションを利用して町税などを納付できるようになります。専用アプリから納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、簡単に納付できます。

●対象となる税(科)目

次の税(科)目のうち、納付書1枚当たりの納付金額が30万円以下で、納付書にバーコードが記載されているもの

①町道民税	④国民健康保険料	⑦特公賃住宅使用料	⑩後期高齢者保険料
②固定資産税	⑤公営住宅使用料	⑧特設上水道使用料	⑪保育料
③軽自動車税	⑥家屋賃貸料	⑨介護保険料	⑫上下水道使用料

●対応アプリ

PayPay、LINE

●利用方法〔PayPay〕

① PayPayアプリの「銀行口座登録」から金融機関等の基本情報を登録する
※「クレジットカードを追加」からでは納付決済が完了できません

② アプリ内の「スキャン」からカメラを起動して納付書のバーコードを読み取る

③ 内容を確認して納付する

●利用方法〔LINE〕

① LINEアプリのLINE Payから「請求書支払い」を選択する

② 納付書のバーコードを読み取る

③ 内容を確認して納付する

●システム利用料

利用者負担なし

●注意事項

・ご利用には事前にPayPayアプリ、LINEアプリ内から利用登録を行い、金額をチャージすることが必要です。

・タブレット・パソコン・フィーチャーフォン(ガラケー)からは納付できません。

・金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でのアプリケーションによる納付はできません。

・領収証書は発行されません。領収証書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

・軽自動車の車検用納税証明書が発行されません。必要な場合は税務グループまでお問い合わせください。証明書の発行まで日数がかかることがありますので、お急ぎの場合は金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

・アプリで支払い済みの納付書を、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で重複して納付しないようご注意ください。

被災者生活再建支援金

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

被災者生活再建支援金の申請はお済みですか？

胆振東部地震で被害を受けた住宅の被害程度に応じて被災者生活再建支援金を支給します。対象になる方はお早目に手続きをお願いします。

●対象

り災証明書(り災者区分が物件居住者のものに限る)の被害程度が次に該当する方

- ①全壊
- ②大規模半壊
- ③半壊または大規模半壊で、住宅をそのままにしておくとは非常に危険であったり修理するにはあまりにも高い経費が掛かるためやむを得ず住宅を解体した方(解体世帯)

●支援の内容

基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)		
り災区分	世帯区分	支給額
①全壊	複数世帯	100万円
③解体	単身世帯	75万円
②大規模半壊	複数世帯	50万円
	単身世帯	37万5,000円

加算支援金 (再建方法に応じて支給)

再建方法	世帯区分	支給額
建築・購入	複数世帯	200万円
	単身世帯	150万円
補修	複数世帯	100万円
	単身世帯	75万円
賃貸	複数世帯	50万円
	単身世帯	37万5,000円

※加算支援金は重複して受け取ることはできません。一時的に賃貸アパート等に居住したことで加算支援金を受け取っている方が住宅を建築・購入・補修した場合は、再申請により支給済みの加算支援金を差し引いた金額を支給します。

●申請期限

基礎支援金：令和2年10月5日(月)

加算支援金：令和3年10月5日(火)

●必要書類

〔基礎支援金〕

・り災証明書

・住民票(世帯全員のもの)

・預金通帳の写し

※世帯主または同一世帯構成員名義のものに限ります。

・解体証明書(やむを得ず解体した方)

※自費解体をされた方などで解体証明書をお持ちでない方は減失登記簿謄本を提出してください。※やむを得ず住宅を解体した場合は新たに申請が必要です。

〔加算支援金〕

・契約書(建築・購入、補修、借家の賃貸借)などの写し

※契約日、工事内容(建設・購入・補修の判別ができること)、工事施工場所、金額、工期の記載と、注文者と請負者双方の記名押印が必要で

す。※補修工事などの場合で契約書の準備が困難な場合は、見積書、工事施工前後の写真、支払いが確認できるもの(領収書など)を添付することで契約書に代替えできる場合がありますので事前にご相談ください。

申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税 申告・納付期限の延長

苫小牧税務署 ☎ 0144-32-3165

現在、全国の税務署において確定申告相談会場を開設し、申告所得税(および復興特別所得税)、贈与税、個人事業者の消費税(および地方消費税)の申告相談に応じていますが、今般の政府の方針を踏まえて新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限・納付期限を**4月16日(木)まで延長します。**

・申告所得税および個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長します

・マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなくインターネットによる申告(e-Tax)が可能です。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

住所の異動手続きを忘れずに

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

住民票の住所は、正確な住所の届出が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です(法律上の義務です)。

入学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動される方は、住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届など)が必要です。

また、各種カード(マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カード)の住所は最新にする必要があります。

●住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届等)

他の市区町村に転出する場合

厚真町 (転出前)
転出届を提出して転出証明書を受け取る
↓

引越先の市区町村 (転入した日から14日以内)
転出証明書を添えて転入届を提出する

町内で転居する場合

厚真町 (転居した日から14日以内)
転居届を提出する

国民健康保険のマル学保険証

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

進学のために町外へ転出するときは、学生用の国民健康保険証を交付します。

国民健康保険の加入者が、大学などに進学するため町外に転出される時、学生用の国民健康保険証(マル学保険証)を交付します。

マル学保険証が交付された国民健康保険加入者の住所は町外になりますが、国民健康保険の資格は転出前に所属していた町内の世帯の加入者となりますので、転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加入

する必要はありません。

また、マル学保険証該当者に係る国民健康保険料は、転出前に所属していた町内の世帯の世帯主にこれまでどおり賦課されます。

マル学保険証の交付や返還には手続きが必要です。手続きに必要なものを持参の上、町民福祉課町民生活グループまたは上厚真支所に届け出てください。

届出が必要なとき	手続きに必要なもの
○進学により町外へ転出する	入学したことが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○学年・学校が変わった	在学中であることが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○保険証に記載の住所に変更があった	マイナンバー通知カードまたは住民票
○学生でなくなった	学生でなくなったことが確認できる書類(卒業証書の写し、退学証明書の写しなど)
○社会保険や他の健康保険が適用となる勤め先に勤務した ○社会保険や他の健康保険の被扶養者になった(扶養に入った)	新たに加入した健康保険証の写し

※上記のほか現在お持ちの北海道国民健康保険証と印鑑を持参してください。

せん定枝の無料回収

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151
町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871

今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

無料回収期間：4～11月

※枝は50cm以内の長さに切り、ビニールひもなど(針金は不可)でしばって、毎週月曜・木曜日(生ごみの日)に、ごみステーションの横に出してください。



通院交通費の助成

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる交通費を助成します。



町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下に該当する方の通院(通所)にかかる交通費を助成しています。町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所に申請してください。

●対象者

- ①在宅精神障がい回復者
 - ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ②腎臓機能障害者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
 - ・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
 - ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
 - ・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
- ③重度心身障がい児等
 - ・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者
 - ・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
 - ※保護者等の介護者1人についても対象となります

●助成内容

町外医療機関の通院に要する交通費

●通院期間

令和元年10月分～令和2年3月分まで

●申請書類

- ①通院交通費助成金交付申請書
 - ②通院証明(医療機関で証明印をもらいます)
 - ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
- ※①②は町民福祉課福祉グループまたは上厚真支所にあります

●申込期間

4月10日(金)まで

バス券・入浴券の交付

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町内に住所があり、かつ居住している満70歳以上の方に「あつまバス・道南バス町外路線の無料券または半額助成券」と「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

町内に住所があり、かつ居住している満70歳未満の方で、交付対象のいずれかに該当する方に「こぶしの湯あつまの無料入浴券」を交付します。

町外バス券

●交付枚数 1人につき月3往復分

●交付対象と券種

令和元年度の介護保険料段階	券種
[第1段階]から[第3段階]の方	無料券
[第4段階]から[第9段階]の方	半額助成券

入浴券

●交付枚数(予定) 1人につき年10枚

※その他、行事(ペタンク大会・敬老会・新年交流会など)に参加した方に交付します(1人につき年2枚まで)

●利用方法

証明証として「高齢者バス利用助成事業利用者証」と「高齢者バス利用全額助成券」が必要です。また、高齢者バス利用半額助成券を利用する場合は、利用運賃の半額の支払いが必要です。

●交付

3月26日(木)から令和2年度分を町民福祉課と上厚真支所で交付しますので、印鑑をご持参ください。

●交付対象

- ・人工透析療法を受けている方
- ・指定難病と認定されている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

●交付枚数 1人につき年12枚

●利用方法

「身体障害者等入浴無料身分証」と「身体障害者無料入浴券」が必要です。

●交付

3月26日(木)から令和2年度分を町民福祉課と上厚真支所で交付しますので、該当要件を証明できるもの(手帳・指定難病受給者証など)と印鑑をご持参ください。

早期復旧を目指して！
災害復旧工事

胆振東部地震災害復旧工事厚真町安全連絡協議会
問い合わせ ☎080-2867-6611
建設課 土木グループ ☎27-2451



現在、北海道開発局・北海道・町などが災害復旧工事を行っています。工事の実施にあたって各発注機関と受注業者による安全連絡協議会を設置し、連携して交通安全や住環境の保全に努めています。大量の土砂を運ぶため多くのダンプカーが走行するなど、皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●道道上幌内早来停車場線(富里地区)は、浄水場裏の斜面が崩落し、道路が埋塞、復旧にあたって急勾配や急カーブ等を緩やかにして、以前よりも安全な道路となるよう計画しました。現在工事に着手したところで、今年秋頃の完成を目指しています。



●幌内川災害復旧工事(幌内地区)日高幌内川では大規模な土砂崩れによって天然ダム湖が形成され、地すべり等が起こると溢れて氾濫の恐れがあることから、地震による崩土を利用してダム湖を埋める工事を行っています。近隣の農地を埋立土の仮置場にさせていたいただき土砂運搬作業は完了しました。現在、ダム湖内の盛土工事を進めています。

生活支援相談員 だより

町社会福祉協議会 生活支援相談室 ☎29-7407

「全員が元気で仮設から出られるよう頑張る」と語る仮設住宅の世話人の方は、談話室で体操教室やボランティアの催しがある時にはこまめに声を掛けたり、心配事があると役場や生活支援相談員などに連絡をくださったたりしています。

応急仮設住宅には、さまざまな目的で訪れる方がありますが、中には不審な訪問もあるため、住んでいる方向士お互いに気を付けています。また、仮設住宅では生活音を完全に防ぐことは難しく、気を遣いながらの生活にストレスを重ねている方もいれば、「窓を開けるだけで向かいの人と話ができる」と、近所の方との交流や繋がりを心強く捉える方もいます。仮設住宅ならではの生活の苦労もありますが、自然な支え合いが生まれています。

隣の距離がある地域が多いのは北海道の特徴ですが、仮設住宅で培われた支えあいの意識や仕組みを、いかにこれからの地域づくりに繋げていくかということも大切になってくるのでしょうか。



仮設団地の談話室で行われた牛乳パックの座椅子づくり

災害ボランティアセンター だより

町災害ボランティアセンター ☎29-7407

この1年間の災害ボランティアセンターの活動は、延べ1,214件、5,443人にのぼりました。災害の種類や規模、地域の状況などにもよりますが、一般的に災害ボランティアセンターは、災害発生直後から急性期の対応に目途がつく数カ月で一定の役割を終え、次の仕組みへと移行していく形が多いようです。

厚真町の場合、震災から1年5カ月を経過した現在も災害ボランティアセンターの看板を掲げ続けてきました。「普通のボランティアセンターだったら相談しにくいけれど、「災害」という名前があると、相談しに行きやすい」、「災害ボランティアセンターは仮設住宅に入居している方々が落ち着くまで続けて欲しい」との声も寄せられています。

ここまで災害ボランティアセンターとして活動が続けることができたのは、多くの関係者やボランティアの皆さんのご理解とご支援のおかげです。

震災の経験や災害ボランティアセンターの活動を通じて、あらためて地域の方々の力に気付かされることがあります。これからは復興の進みとともに、いかに地域の方々とボランティア活動を広げていくかが問われてくるのでしょうか。

高校生の通学費等助成

町民福祉課 子育て支援グループ ☎26-7872 (総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費等の一部を助成します。

- 対象
町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者(町内在住に限る)
- 必要書類
・在学証明書(発行日から2カ月以内のもの)
※卒業証書は不可
・あつまるカード
・印鑑
- 助成内容
月額5,000円分を町内で使用できるあつまるポイントとして還元
- 対象期間
令和元年10月～令和2年3月分(長期休暇1カ月分を除く)
- 受付場所
町民福祉課 子育て支援グループ、上厚真支所
- 受付期間
4月30日(木)まで

狂犬病予防注射

町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

狂犬病予防注射の地区巡回を行います。

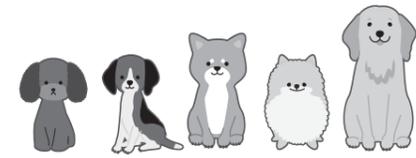
狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行っていますので、ご利用ください。

登録(生涯1回)… 3,000円

- 飼い犬の新規登録は、町民福祉課町民生活グループで受け付けています。
- 注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。
- 犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがあった場合は、お早めに連絡をお願いします。

狂犬病予防接種(毎年1回)… 3,240円

- 生後91日以上の子犬が対象です。
- 4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。



4月8日(水)	
8時30分～8時40分	幌内マナビィハウス前
9時～9時10分	高丘生活会館前
9時20分～9時30分	旧富里生活会館前
9時40分～9時50分	東和生活会館前
9時55分～10時5分	桜丘生活会館前
10時10分～10時20分	朝日マナビィハウス前
10時35分～10時45分	宇隆生活会館前
10時55分～11時5分	宇隆・浅野勝善さん宅前
11時15分～11時35分	役場庁舎前

4月9日(木)	
8時20分～8時30分	ルーラルマナビィハウス前
8時40分～8時55分	豊沢マナビィハウス前
9時5分～9時20分	軽舞生活会館前
9時35分～9時45分	富野生活会館前
9時55分～10時5分	豊川生活会館前
10時10分～10時20分	上野生活会館前
10時30分～10時40分	美里生活会館前
10時50分～11時5分	本郷マナビィハウス前
11時15分～11時25分	幌里生活会館前

4月10日(金)	
8時30分～8時45分	豊丘マナビィハウス前
8時55分～9時5分	鯉沼生活会館前
9時15分～9時25分	鹿沼マナビィハウス前
9時40分～9時50分	浜厚真・阿部榮乃進さん宅前
10時～10時10分	厚和生活会館前
10時20分～10時30分	上厚真第5区生活会館前
10時35分～10時50分	厚南会館前
11時～11時10分	共和生活会館前
11時20分～11時30分	共栄生活会館前

4月12日(日)	
7時10分～7時20分	本郷マナビィハウス前
7時25分～7時55分	役場庁舎前
8時15分～8時45分	厚南会館前